⑶　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連を有する建設業者でないこと。
⑷　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑸　特定建設工事共同企業体の構成　機構における一般競争（指名競争）参加資格のうち機械設備工事の認定を受けており、かつ、物品製造等（役務の提供）の業種区分「建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理」に登録している者２社で結成される特定建設工事共同企業体であること。
⑹　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次の要件を満たす者とする。
①　特定建設工事共同企業体の代表者が、本工事における確認申請書等の提出期限までに元請として完成・引渡しが完了した同種工事㈠、又は㈠及び㈡の施工実績を有していること。なお、代表者が同種工事㈠のみの施工実績を有している場合は、代表者以外の構成員が、本工事における確認申請書等の提出期限までに元請として完成・引渡しが完了した同種工事㈡の施工実績を有していること。また、代表者が同種工事㈠及び㈡の施工実績を有している場合には、代表者以外の構成員が、本工事における確認申請書等の提出期限までに元請として完成・引渡しが完了した同種工事㈠又は㈡の施工実績を有していること。
なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。
【同種工事として認める施工実績の要件】
㈠　「ダム用の選択取水設備として、連続サイホン式、直線多段式ゲート、直線多重式ゲート、半円形多段式ゲート、円形多段式ゲート、又は側壁付円形多段式ゲートのいずれかを自ら製作・据付した工事」
㈡　「ダム用の小容量放流設備として、ジェットフローゲート、高圧スライドゲート（矩形タイプ）、ホロージェットバルブ、フィックストコーンバルブ、コーンスリーブバルブ、又は引張ラジアルゲートのいずれかを自ら製作・据付した工事」
※「ダム用」とは、ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）（ダム・堰施設技術協会）で定義されている堤高15m以上のものとする。
※「連続サイホン式」とは、水深方向に連続して配置された逆Ｖ字管型のサイホンを取水管とする取水設備で、任意の取水管から取水が可能な選択取水設備をいう。
※「自ら製作・据付した工事」とは、自らゲート設備全体のシステム設計を行い、ゲート設備を構成する設備全体の施工を行った新設工事とし、整備及び修繕工事等は対象外とする。
②　建設業法（昭和24年法律第100号）の鋼構造物工事業につき、許可を有してから営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
③　建設業法の鋼構造物工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
⑺　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、30%以上の出資比率であること。
⑻　代表者の要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。
⑼　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、機構が指定する様式による。
⑽　施工方式　共同施工方式とする。
8　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い
７⑸の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も５及び６により申請書を提出することができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、７⑸の認定を受けていない構成員が当該認定を受ける必要がある。また、この場合においては、本工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
なお、７⑸の認定を受けていない構成員が本工事の開札の時までに当該認定を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。
9　資格審査結果の通知
「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」により通知する。
10　資格の有効期間
特定建設工事共同企業体の有効期間は、本工事の受注者を除き、資格を認定された日から受注者が契約を締結した日までとする。
11　その他
⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「南摩ダム取水放流設備他工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。
⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、本工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
令和２年９月14日
国立研究開発法人理化学研究所播磨事業所
研究支援部長　反町　耕記
◎調達機関番号　814　◎所在地番号　28
○2021 播磨第１号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　42
⑵　購入等物品及び数量　大型放射光施設及び関連施設建屋・設備等運転保守業務　一式
2　意見の提出方法
⑴　意見の提出期限　令和２年10月５日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）
⑵　提出先　〒679―5148 兵庫県佐用郡佐用町光都１丁目１番１号　国立研究開発法人理化学研究所播磨事業所研究支援部契約課　岸本　勇一　電話0791―58―0063
3　仕様書案の交付
⑴　交付期間　令和２年９月14日から令和２年10月５日まで。
⑵　交付方法　調達情報公開システムによりダウンロードすること。
4　仕様書案の説明会
⑴　開催日時　令和２年９月30日14時00分
⑵　開催場所　国立研究開発法人理化学研究所播磨事業所　中央管理棟２階会議室Ａ
5　関心表明の方法
⑴　関心表明書の提出期限　令和２年10月５日17時00分
⑵　提出先　上記２⑵に同じ。
6　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 42
⑵　Nature and quantity of the services to be required : Operation maintenance business, such as the world's largest third-generation synchrotron radiation facility, a related-facilities building, and equipment 1 set
⑶　Time-limit for the submission of comments : 5 : 00 PM 5, Oct, 2020
⑷　Contact point for the notice : Yuichi Kishimoto, Harima Contracts Section, of Harima Administrative Division, RIKEN Harima Branch. 1―1―1, Kouto, Sayo-cho, Sayo-gun, Hyogo, 679―5148, Japan, TEL 0791―58―0063

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
令和２年９月14日
独立行政法人勤労者退職金共済機構
契約担当役　理事　大地　直美
◎調達機関番号　583　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等件名及び数量　中退共電算システムに係るデータエントリー等業務　一式